

聖書における障害のとらえ方

春 名 苗

本論文では、旧約聖書や新約聖書で障害者がどのようにとらえられているのかを明らかにしている。旧約聖書には、障害者への配慮を書かれた箇所はあるが、他方で神の戒めに従わない時には障害を持つという罰があると書かれ、障害者への差別とみられる表現も書かれている。そのため、文献研究によって、罪の結果の罰としての障害は、個人に語られたものというより、他宗教が混在する中で一神教を貫くために手段として語られた側面があったこと、障害者への差別的表現も時代背景を踏まえた解釈によって直接の差別的表現ではないことを明らかにした。その上で、イエスの登場によって、だれもが罪びとであり、障害が罰であるという側面が完全に否定されたことを論じている。

キーワード：障害者、旧約聖書、新約聖書

The objective of this study is to clarify how physically-challenged people are understood in the Old and the New Testaments. In some parts of the Old Testament, physical disability is treated to be the punishment to those who do not observe the commandments of God, which appears to be discriminations to the physically-challenged, although care to them is recommended in other parts. In this study, the expressions of physical disabilities as punishments to sins are interpreted to have been written for protecting the monotheism from the contamination of other religions rather than for teaching individuals. In other words, the apparently discriminatory expressions to the physically-challenged are considered not to have been intentional. The interpretation of physical disability as punishments from God has been completely denied since the birth of Jesus Christ, for whom all people are sinners.

Keywords : the physically-challenged, the Old Testament, the New Testament

研究の目的

本論文は、旧約聖書や新約聖書で障害者がどのようにとらえられているのかを明らかにする。旧約聖書には、レビ記19章14節「耳の聞こえぬものを悪く言ったり、目の見えぬ者の前に障害物を置いてはならない。あなたの神を畏れなさい。私は主である」というように障害者を護るような箇所もある。しかし、サムエル記下5章8節「ダビデは言った。『エブス人を討とうとする者は皆、水くみのトンネルを通して町に入り、ダビデの命を憎むという足の悪い者、目の見えない者を討て。』

このために、目や足の不自由な者は神殿に入ってはならない、といわれるようになった」という障害者への差別とみられる箇所もある。また、申命記28章28節で「主はまた、あなたを打って、気を狂わせ、盲目にし、精神を錯乱させられる」と、神の戒めに従わない時には障害を持つという罰があると書かれている。

これらのことをどのように考えたらよいのか。キリスト教社会福祉の先行研究において、聖書と社会福祉を関連させた研究の多くは、現代の社会福祉の課題を取り上げながらキリスト教社会福祉を論じる研究である。

障害者観の変遷と障害は個性であるとする考え

方を整理し、また、イエスが障害のある人、病気の人、孤独な人に徹底的に隣人になった姿勢は社会福祉の援助職への示唆であるとする研究がある(高山、1998)。

また、解放神学のアプローチで現状を考えた場合、障害は自然環境・社会・経済・政治・文化によって作り出されるためその変換によって、市民・消費者・信者としての自立生活を送る保障をしなければならないとする研究もある(A.H. ニノミヤ、1993)。

上記のように、現代の社会において、障害をどのようにとらえればいいのかの根拠を聖書に求める研究はあるが、旧約聖書と新約聖書を通じて障害がどのようにとらえられていたかに言及している研究はほとんどない。

筆者は今までに旧約聖書での障害を罪としてとらえる問題、差別的表現などについて研究を重ねてきた(春名、2003、2011)。それらを踏まえて、本論文では、旧約聖書や新約聖書で障害者がどのようにとらえられているか検討する。まず、聖書時代における障害を整理し、その上で、罪の結果の罰としての障害という考え方について検討する。また、障害者への差別的表現や護る表現が書かれている箇所を焦点をあて、それらに対し、時代背景を踏まえた解釈をすることで、旧約聖書における障害者の位置づけを整理する。そして、イエスの登場によって、障害者がどのようにとらえられるようになったのかの変化を明らかにする。

1. 聖書時代における障害

聖書における障害者のとりえ方の検討をする前に、まず、聖書において障害者ととらえていたのはどういう人たちであったのか検討をしておきたい。聖書に出てくるてんかんや重い皮膚病も身体障害としてとらえられていたという考え方もあるが(A.H. ニノミヤ、1993)、精神障害者も重い皮膚病も当時の時代背景から考えると、現在の身体障害者、精神障害者の枠組みでとらえるのは無理があるのではないと思われる。単に障害や病気というよりは、当時の社会背景の影響を大きく受けているので、その文脈の中でとらえることが必要

であろう。

現在でいう精神障害者は、当時は悪霊によって引き起こされるものとして考えられていた。悪霊は、旧約聖書時代においてはヤハウエから来るもの(サム上 16:14-15、18:10)、新約聖書時代においては捕囚期以後のユダヤ教が特にペルシャ(イラン)で発展した(悪)霊論から受容したと思われる悪しき霊からくるもの(マコ 1:23)であり、畏怖の対象としてとらえられていた(旧約新約聖書大事典、1989)。

そして、その悪霊は当時のローマの支配との関連でとらえられることが指摘されている。てんかん、統合失調症などにみられる症状が悪霊つきと命名され、悪霊つきという概念を道具として統合失調症を説明することは可能であるとしている。しかし、その悪霊の名は「レギオン」とされており、レギオンというのは歩兵と騎兵からなる4000人から6000人のローマの軍隊の名前であったことを指摘する。このレギオンという語の背景には、この地を支配するローマ帝国の政治的関係の暗示を見ることができるとする。単に、個人の精神的な事柄にとどまらず、政治的・社会的文脈の中でとらえる必要があるとしているのである。また、悪霊は死者の霊であり、彼らはローマへの抵抗運動で殺された戦死者の墓地にとどまっていたという考えもあげているのである(日本基督教団出版局、1990)。

このように、人の手の及ばない畏れの対象でもあり、ローマの支配の影響が背景に考えられるとすると、現在の精神障害者としての枠組みの中ではとらえきれず、当時の社会背景などを含めてとらえる必要がある。

また重い皮膚病に関しても、単なる病気や身体障害というよりは、汚れの対象として特別なとりえ方がなされていたと思われる。重い皮膚病は、鱗癬を症状とする皮膚病の総称であり、ハンセン病とは同一ではない。当時は、常に不浄なものとされ、健常者の共同体から隔離されたのである(レビ 13:45-46)。伝染や衛生上の理由よりも患部が「汚れ」とされ、「この症状がある限り、その人は汚れている」と病気と人格を区別しているが、治癒が困難な上、神の民から疎外される故、律法学者た

ちからは死者同様の扱いを受けたのである（旧約新約聖書大事典、1989）。また、この病の診断は祭司に任されている。レビ記14章は清めの儀式のやり方を伝えている。この儀式は7日間ずつの二つの部分にわかれるが、この中休みの間に病の癒えた者は、洗い清めの儀式を行い、全身の毛を剃ったとされている。

このように、重い皮膚病も現在でいう精神障害者と同様、特別なものとみなされ、現在の病気や障害の枠組みではとらえきれないと考えられる。そのため、本論文では、身体障害者のみを障害者として論じていきたい。

2. 旧約聖書における障害

1) 旧約聖書における罪

障害が罪の結果の罰であるという考え方（旧約新約聖書大事典、1989）については、旧約聖書において罪とはどのようにとらえられていたかということと関連付けて整理していきたい。

罪の起源は、アダムとエバが神の意志に逆らい果実を食べたことであり、その結果が死と滅びである（創3章）。また、ノアの物語のように、地上に悪が増し、常に悪いことばかりが行われていることでノアの家族以外のものたちも滅ぼされている（創6-8章）。神からの離反は罪であり、そしてそれに対する罰があることがわかる。申命記28章28節では、「主はまた、あなたを打って、気を狂わせ、盲目にし、精神を錯乱させられる」と神の戒めに従わないときには障害を持つという罰があると書かれている。

しかし、預言者文学では、人間の一般的な罪性についてほとんど語っていない。つまり、個人が強盗をしたから、殺人をしたから、神が障害や病気などの罰を与えるということではない。なぜなら、選び、契約、律法を通してイスラエルは罪の世界から引き離され聖別されているからであるとする。しかし、民全体が神との契約に対して不従順であった場合にはその罪が語られているとする（旧約新約聖書大事典、1989）。

神との契約に従順であり続ける、つまり、神が聖であるように民も聖であれという要請は、神聖

法典（レビ17-26章の法集成のこと）に繰り返し出てくる（D. ロブス、1964）。

レビ記22章32-33節では、「あなたたちは聖なるわたしの名を汚してはならない。わたしはイスラエルの人々のうちにあつて聖別されたものである。わたしはあなたたちを聖別する主である。わたしはあなたたちの神となるために、エジプトの国からあなたたちを導き出した者である。わたしは主である」とあるように、神聖法典では、出エジプトの救いを神がイスラエルを聖別した行為であるととらえている。だからこそ、レビ記19章2節「あなたたちは聖なる者となりなさい。あなたたちの神、主であるわたしは聖なる者である」のように、イスラエルは神の掟に服従することによって聖なるものであり続けなければならないのである。それは、具体的には、レビ記18章3節「あなたたちがかつて住んでいたエジプトの国の風習や、わたしがこれからあなたたちを連れて行くカナンの風習にしたがってはならない。その掟にしたがって歩んではならない」とあるように、ヤハウェの掟に従い、異教の神を排除し、異教徒的な習慣を拒絶することであった。そして、あらゆる種類の重罪のうち、最も許しがたいとされた最大の罪は宗教に逆らう罪であった（D. ロブス、1964）。

レビ記26章では、「偶像を拝んではならない」という戒めがあり、その後神の掟に従って歩むならば祝福があるが、背く場合は呪いがあるとする。その中で、16節「わたしは必ずあなたたちにこうする。すなわち、あなたたちの上に恐怖を臨ませ、肺病、失明や衰弱をもたらす熱病にかからせる」とある。このような目にあつても神に背くならば、「七倍の罰を加えて懲らしめる」という言葉が4回続き、39節には「生き残った者も、敵の国々で自分の罪のためにやせ衰え、さらには先祖の罪のために、彼らを同じようにやせ衰える」と神の言葉を聞かない民は滅亡するとされている。

特に、二王国時代（BC926-722）になると、他宗教が混在する時代になり、一神教を保つことが難しくなっていた。H. タドモールは、列王記について、エルサレム神殿の中央集権的祭儀を守りバモットを廃止した王は正義の王とみなされ、そうでない場合は、すべてのイスラエル王が「主の目に

悪を行った」としているとし、道徳的、社会的基準ではなく正しい祭儀を実施したかどうかではかかれていることを指摘する (A. マハラット、H. タドモール、1976)。

その後、北イスラエルはアッシリアに滅ぼされ、南ユダ王国はバビロニアに併合される。BC538年にペルシアのキュロス勅令が出るまでの約50年間多くの者がバビロニアで捕囚民とされることになる。この滅亡と捕囚は神の怒りの表明とみなされ、罪を除去し、それを贖うことのみが神の恵みを回復する道であった (A. マハラット、H. タドモール、1976)。

しかし、同時に神は民の側における罪の悔い改めを望んでやまないのである。バビロン捕囚時代かその後成立した説が有力とされるレビ記では、26章40節「もし彼らが自分と自分の先祖の罪、すなわち、わたしを欺いて、反抗した罪を告白するならば」と悔い改めがあれば、45節「わたしは彼らの先祖と結んだ契約を、彼らのために思い起こす。彼らはわたしがその神となるために、かつて国々の目の前でエジプトの国から導き出した者である」と滅亡と捕囚からの回復の望みが示されている。ここに国を滅亡に至らしめた己と先祖の全ての罪の結果に対して、自分の問題として、その罪に連帯し、裁きを受け入れていくところに大いなる再生の道が開けているとする (高橋・B. シュナイダー、1996)。

このように、多くの他宗教が混在する中、一神

教を貫くため、神が民に呼びかけ、民が他宗教にそまるならば、罰を与えるという一環の中で、病気や障害、滅びが語られてきた側面があることが分かる。神に聖別されている民としては、一人の人間の罪に対しての裁きはあまり語られてきていない。障害は、個人的な罪の結果というより、イスラエルの民が他宗教に染まらないようにとどめるための一つの手段としての罰という側面があると考えられる。

2) 障害者への差別的表現とその背景

次に、障害者への差別的表現について触れていきたい。ここでは、そのような表現がされている三つの箇所、サムエル記下 (5:6-8)、レビ記 (21:18-23)、マラキ書 (1:8) を取り上げて検討してみたい (表1)。

① サムエル記下 5章 6-8 節

サムエル記は、多くの伝承や資料を背景に誕生したとされている。サムエル記に出てくるアプネルのためのダビデの哀悼の歌 (サム下 3:33)、ダビデの感謝の歌 (サム下 22)、ダビデの最後の言葉 (サム下 23:1-7) なども古い資料からの引用であろうし、神の箱の遍歴物語 (サム上 4-6)、ダビデの出世およびサウルに追われてからの荒野彷徨の物語 (サム上 6-27) などは人々の間で口伝で語られていたものをまとめたとしてされている。ダビデの宮廷生活や反乱 (サム下 9-20) の記述には多くの宮廷関

表1 障害者への差別的表現が見られる箇所

・サムエル記下 5:6-8

6 王とその兵はエルサレムに向い、その地の住民のエブス人を攻めようとした。エブス人はダビデが町に入ることはできな
ないと思い、ダビデに言った。「お前はここに入れまい。目の見えない者、足の悪い者でも、お前を追い払うことは容易だ。」⁷ し
かしダビデはシオンの要害を陥れた。これがダビデの町である。⁸ そのとき、ダビデは言った。「エブス人を討とうとする者
は皆、水くみのトンネルを通過して町に入り、ダビデの命を憎むという足の悪い者、目の見えない者を討て。」このために、目
や足の不自由な者は神殿に入ってはならない、と言われるようになった。

・レビ記 21:18-23

18 だれでも、障害のある者、すなわち、目や足の不自由な者、鼻に欠陥のある者、手足の不釣り合いの者、¹⁹ 手足のおれた
者、²⁰ 背中にこぶのある者、目が弱く欠陥のある者、睪丸のつぶれた者など、²¹ 祭司アロンの子孫のうちで、以上の障害の
ある者はだれでも、主に燃やして捧げるささげ物の勤めをしてはならない。彼には障害があるから神に食物を捧げる務めを
してはならない。²² しかし、神の食物として捧げられたものは、神聖なる物も聖なる捧げ物も食することができる。²³ た
だし、彼には障害があるから、垂れ幕の前に進み出たり、祭壇に近づいたりして、わたしの聖所を汚してはならない。わたし
がそれらを聖別した主だからである。

・マラキ書 1:8

8 あなたたちが目のつぶれた動物をいけにえとして捧げても、悪ではないのか。足が傷ついたり、病気である動物を捧げても
悪ではないのか。それを総督に献上してみよ。彼はあなたを喜び、受け入れるだろうかと万軍の主は言われる。

係資料を使用したと考えられている。それらにサムエル記は用いた資料に余計な手を加えず、できるだけ資料自身に歴史を語らせようとしていると考えられている（旧約聖書翻訳委員会、1998）。

サムエル記5章6-8節の障害者への差別的表現がみられる箇所については、いろいろな解釈がなされているが、その中に、魔術として儀式パレードがなされており、それがイスラエル人を怒らせたことが背景にあるのではないかという考え方がある。

「エブス人は、ゲゼル、メギドなどパレスチナの当時の他都市住民と同様、町の内部と泉をつなぐ秘密のトンネルを構築していた。包囲されても水を確保できるようにである。彼らはこの仕組みを自分たちの強みと考え、ダビデの要求を無視するのに自信があったため、目の見えない者、歩行の不自由な者など、身体に障害のある者を集め、魔術としての儀式パレードによってイスラエル人を怒らせた。しかしこのトンネルの存在を知っていて志願者を募ったからである。『ダビデはその日言った。水くみのトンネルを通して、ダビデが心に憎んでいる足の悪い者、目の見えない者を撃つ者は誰でもかしらとなり長となる』」（P. ジョンソン、1998）。

これによると、エブス人がダビデを挑発するために目の見えない者、足の不自由な者など身体に障害のある者を集めて儀式パレードをしたために、ダビデのこの発言があったとなる。たしかに聖書の中の「ダビデの命を憎むという足の悪い者、目の見えない者を討て」という箇所は、背景に何か出来事があったことが考えられ、それが屈服しないエブス人、そしてダビデを挑発させられていた障害者による魔術としての儀式パレードにむけられた怒りであったということも考えられる。

しかし、ここで書かれている目の見えない者と足の不自由な者をダビデの家臣たちとする考え方もある。

「目の見えない者と足の不自由な者とはダビデの家臣たちのことである。すなわちここでいわれているのは、目の見えない者と足の不自由な者をお前の隊列から除き去らない限り、お前はここには入れまいということであり、この堅固な要塞を

前にしてはダビデの兵士たちなど目の見えない者や足の不自由な者に等しいということだとする」（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）。

ここでは、目の見えない者、足の不自由な者など身体に障害のある者をダビデの兵士に例えられている。この考え方は、ダビデの家臣がダビデの命を憎んでいるのか、ダビデの家臣たちを討つということになるのか、という矛盾も指摘されているが（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）、しかし、これらの差別的表現にエブス人の挑発がかかわっていたことは上記の考え方と一致している。

また、その他、この差別的表現を後代の加筆とする考え方もある。

「目の見えない者と足の不自由な者の問題は、後代の加筆であるというのが真相であろう。…（中略）…エルサレムには、『目の見えない者や足の不自由なものは家に入るな』という言いまわしが流布しており、それが目の見えない者と足の不自由な者に対するダビデの嫌悪と因果関係に置かれ、しかもこの嫌悪がエブス人の揶揄的な言葉と結び付けられたのであろう。それゆえこの文章は、挿入句としてあつかうのがよからう」（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）。

ここでの「目の見えない者と足の不自由な者に対するダビデの嫌悪感」というのが、上記の考え方であるエブス人がダビデと戦うため身体に障害のある者を用いて魔術としての儀式パレードをさせたことと関連すると考えることも可能であろう。その中で、当時の状況や社会的背景などにより加筆されたと受け取ることもできるであろう。

これらのこの箇所についての解釈などをみていくと、当時の背景にはいろいろな要因が影響しており、目の見えない者や足の不自由な者に対する直接的な表現として受け取るのは適切ではないと考えられる。

② レビ記21章18-23節

レビ記は、ほぼ祭司文書を単独の資料とするものであること（神聖法典以外）、そしてイスラエルの宗教史、文学史の中でも比較的遅い時期、具体的にはバビロニア捕囚時代かその後成立した説が有力である。このような年代付けは、用語や思想

的な特徴、祭儀規定で申命記（王国時代末期）における祭儀集中が前提とされていること、祭儀暦（レビ 22）にかなり後期の暦法が前提にされていること、補囚中に民族のアイデンティティを支えるものとして特に重要な意義を持ち始める安息日（レビ 23：3）、割礼（レビ 12：3）、食物規定（レビ 11）に独特の強調が置かれていること、補囚時代以後の文書（特にエゼキエル書）との思想的・用語的的近縁性などから妥当なものとして考えられている（山我、2000）。

紀元前 586 年には、エルサレム神殿の破壊、そしてバビロン捕囚に伴う「汚れた」と考えられていた異教の地への強制移住がなされた。このことは祭司たちにとっては、自分たちの受け継いできた神聖な祭儀伝統が中断されることを意味していた。つまり、エルサレム神殿が破壊され、神聖な祭儀伝統も中断され、汚れたと考えられていた異教の地へ強制移住させられた時期、もしくはその後書かれたのである。

そこで、聖所の伝統をシナイ山における神との契約の時代にまでさかのぼらせ、神殿の存在意義を相対化していく。また、神殿の破壊という打撃から神の超越性を守るため、聖なる領域の強調がなされるのである（山我、2000）。

レビ記 10 章によれば、祭司の任務の一つは、「聖なるものと俗なるもの、汚れたものと浄いものを区別する」ことであった。そして、祭司文書における聖・俗・汚れの区別は生活の全領域にまで及び徹底している。聖なる「カドーシュ（ヘブライ語）」は「切り離す」という語源に由来しているのである（山我、2000）。

和解の供犠に関しては、浄い状態にあるものだけが食べるのでなければならないとされていた（レビ 7:19）。しかし、障害者は聖なる捧げ物を食べることができていたのである（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）。

レビ記 21 章 21 節「障害のある者はだれでも、主に燃やしてささげる献げ物の務めをしてはならない」とあるように、身体に障害のある場合は祭壇での奉仕は許されない。また、23 節「彼には障害があるから、垂れ幕の前に進み出たり、祭壇に近づいたりして、わたしの聖所を汚してはならない」

とされていた。これは、そこで行われる贖いの行為に従事してはならないという意味である（P.J. バッド、2009）。

欠陥を持つ祭司は、贖いの行為に従事することが禁じられているにもかかわらず、聖所に入って神聖なる献げ物（聖所でのみ食され得る食物）を食べることができていたため、神聖なる者とみなされているとする（D. ロプス、1964）。

宗教共同体において、祈りや供儀を通じて聖なる神との交わりがなされるということを考えて（旧約新約聖書大事典、1989）、祭司として聖所で贖いの行為をしてはいけないなどの差別的な規定はあったが、神との交わりということに対しては阻害されていなかったといえる。また、これらの差別的表現は、バビロニア捕囚時代かその後には神殿がない中で神の超越性を守るために、聖なる領域の強調が必要であったというレビ記の成立した時代背景も影響していたといえる。

③ マラキ書 1 章 8 節

マラキ書は、第二神殿が設立した紀元前 515 年ごろに成立している。ハガイやゼカリヤは救いの時の到来がまじかに迫っていると約束したが、彼らはその前提条件として神殿建設をあげていた。その神殿は、バビロニア補囚後第一世紀におけるユダヤ共同体の緊迫状況のもとで再建された。しかし、神殿が再建されても救いの時と考えられるような大きな変化は起こらず、教団は二つの陣営に分裂していった。すなわち、一部の人々は希望を持ち続けますます熱心に礼拝と律法に固執し、他の人たちは幻滅から懐疑に陥ったり熱心に信仰を持ち続けることができなくなったのである（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）。

そうした状況の中、聖所活動全体も乏しくなった部分がでてきたことが背景にあると考えられている。傷ついた動物を捧げることを戒めたこの箇所については、捧げ物を神のことでなく自分たちの都合を考えて犠牲を捧げる身勝手な行為にならざるを得なかった、そしてその態度が厳しく批判されていると考えられている（ATD・NTD 聖書註解刊行会、1998）。

「あなどりというのは、自分たちに都合のよい犠

性を捧げることをまず第一に求めるという彼らの身勝手な職務行為にある。すなわち彼らは自分たちの勢力のために犠牲を捧げる。そのことによって彼らはその犠牲を汚すのである。…(中略)…預言者は祭司たちの態度に、人間である代官—当時サマリアに居を定めていた—に対しても敢えてしなかったような不遜を見るのである」(ATD・NTD聖書註解刊行会、1998)。

つまり、当時のユダヤ共同体での緊迫状況の中、懐疑的になったり信仰を熱心に持ちつづけることができなくなったことが神への捧げものということにも形として現れてきたのであろう。神のことではなくまず第一に自分たちのことを考え、都合のよいように片手間に捧げ物をする祭司たちの内なる思いを批判している箇所であると考えられることができるであろう。これは、障害のある動物の汚れに焦点が当てられているのではなく、神のことを第一に考える熱心な信仰生活を取り戻すように強く言われていることに焦点が当てられていると思われる。

このように、障害に対する差別的表現はたしかにあるが、聖書が書かれたその当時の影響を受けており、直接的な意味を持つものばかりではない。そのため、時代背景を踏まえて聖書を読んでいく必要があると考える。

3) 障害者を護る表現とその背景

次に、障害者を護る表現について、申命記 27 章 18-19 節、十分の一税 (申 14:28-29)、落穂 (レビ 19:9-10) を取り上げて、検討していきたい。

① 申命記 27 章 18-19 節

申命記はシナイ山で授けられたのではない唯一の律法である。その理由としては、モーセがヨルダン川を渡る直前にヨルダン川東岸の地でこの律法をイスラエルの人々に布告したという観点で、この法典が既に以前から神の歴史の流れの中に不動の場を持っていたからであるとする (C. レヴィン、2004)。

また、近代語訳聖書は、申命記に「第二の律法」という意味の書名を付してきた。それはヘブライ語聖書をギリシャ語に翻訳した、いわゆる七十人

訳聖書がこの申命記を「第二の律法」という書名にしたことに遡っている。それは、申命記の 17 章 18-19 節にある王の規定の一部を誤訳したことに由来するという説もあるが、申命記の特質を考えてこの書を「第二の律法」とよんだとする説もある。「第二の律法」を申命記にある律法と示すならば、「第一の律法」に相当するのは出エジプト記 20 章にあるシナイ山でモーセが受け取った一連の律法「十戒」を示していることになる (鈴木、2001)。十戒は申命記 5 章に二度目の形で現れるが、それは申命記をシナイ山の十戒と等列視させようとする意図であるとする (C. レヴィン、2004)。

旧約聖書には、祭儀規定、儀礼規定、社会法など様々な法規定があり、ユダヤ教に残った祭儀規定などをキリスト教は受け継がなかったが、それに対し、「十戒」は、キリスト教の中心に生き続けている。「十戒」は、神と人との関係の規範と日常生活における隣人に対する倫理が書かれているのである (木幡、2000)。

孤児・障害者・寡婦・寄留者への配慮が書かれている箇所は、それだけで単独で書かれているのではなく、日本語新共同訳聖書では、27 章 9 節から 26 節まで「呪いの掟」と題した「小見出し」が付されている。モーセが神からもらった律法に従い生きる者は命の道に至り、逆らう者は呪いの道に至るとされている。この箇所は「十戒」をもう一度言葉を変えて顕在化していることとらえることができる。

この「呪いの掟」の箇所においては、18 節「盲人を道に迷わせるものは呪われる」と 19 節「寄留者、孤児、寡婦の権利をゆがめるものは呪われる」以外の箇所はすべて出エジプト記 20 章の「十戒」に対応している。例えば、15 節の「職人の手の技にすぎぬ彫像や銅像は主のいとわれるものであり、これを造り、ひそかに安置するものは呪われる」という箇所は「十戒」の「あなたには、わたしをおいて他に神があってはならない。あなたはいかなる像も造ってはならない」(出 20:3-4) という箇所に対応しているし、16 節の「父母を軽んずるものは呪われる」という箇所は「十戒」の「あなたの父母を敬え」(出 20:12) という箇所に対応している。その中で盲人や寄留者、孤児、寡婦への配慮

が見られる 18 節と 19 節は出エジプト記の「十戒」に対応していない。

しかし、上記のように、申命記が十戒と並ぶような位置づけをもち、また、この「呪いの掟」が「十戒」の言葉と対応しているとすれば、旧約時代から現在のキリスト教会に至るまで神から与えられたものとして大切にされてきた「十戒」に準ずるものとして孤児・障害者・寡婦・寄留者への配慮も重要視されていると思われる。

② 十分の一税 (申 14:28-29)、落穂 (レビ 19:9-10)

十分の一税は、畑の農作物の収穫の十分の一を捧げる規定である。申命記 14 章 28-29 節には「三年目ごとに、その年の収穫物の十分の一を取り分け、町の中に蓄えておき、あなたのうちに嗣業の割り当てのないレビ人や、町の中にいる寄留者、孤児、寡婦がそれを食べて満ち足りることができるようにしなさい。そうすれば、あなたの行く全ての手の業について、あなたの神、主はあなたを祝福するであろう」とある。

この十分の一税は、聖書のテキストに基づいた厳密な体系に従い、口伝律法によって規定された。十分の一税は、「第一の十分の一税」と「第二の十分の一税」にわけられる。「第一の十分の一税」はレビ人に与えられなければならなかったが、そのあとにレビ人は「十分の一税の十分の一」と呼ばれた十分の一を祭司に与えた。生産者は七年の周期の一年目、二年目、五年目に捧げ物や十分の一税を捧げた後、残余の生産物の十分の一、すなわち「第二の十分の一税」を取り分けなければならなかった。三年目と六年目の生産物は貧者のため

に与えられた (S. サフライ、1991)。

第一の十分の一の捧げ物を「マアセル・リション (ヘブライ語)」という。マアセル・リションのさらに十分の一を「テルマー・クトナ (ヘブライ語)」といい、祭司に与えられた。そして第二の十分の一の捧げ物を「マアセル・シェニー (ヘブライ語)」といい、そのうちの貧者への十分の一の捧げ物を「マアセル・アニー (ヘブライ語)」といった (長窪、2008)。

ラビが富を極端に批判すること、私有財産を放棄することは禁じられており、弱者への施しは、自らの財産をけずって貧困化しないように制限が設けられていた。最高額は全収入の 20%、最低額は 2、3%とされた (M. ヘンゲル、1989)。

またレビ記 19 章 9-10 節では、「穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落穂を拾い集めてはならない。ぶどうも、摘み尽くしてはならない。ぶどう畑の落ちた実を拾い集めてはならない。これらは貧しい者や寄留者のために残しておかねばならない。わたしはあなたたちの神、主である」とある。貧しい者や寄留者たちのために収穫を全部刈り尽くすのではなく、残しておくようにといわれている。落穂をより多く確保するために、畑やぶどう畑隅々までも刈り尽くさず、また落穂を自分で拾わないように、更に、たまたま畑に置き忘れた穀物の束を取りに引き返さないように命ぜられていた (旧約新約聖書大事典、1989)。

畑に残される産物のことをペアーという。ペアーは、「畑の隅」という意味を持ち、畑の全収穫物の六十分の一以下に減らしてはならないとされ

表 2 障害者を護る表現が見られる箇所

<p>・申命記 27:18-19 ¹⁸「盲人を道に迷わせるものは呪われる。」民は皆、「アーメン」と言わねばならない。¹⁹「寄留者、孤児、寡婦の権利をゆがめるものは呪われる。」民は皆、「アーメン」と言わねばならない。</p> <p>・申命記 14:28-29 ²⁸三年目ごとに、その年の収穫物の十分の一を取り分け、町の中に蓄えておき、²⁹あなたのうちに嗣業の割り当てのないレビ人や、町の中にいる寄留者、孤児、寡婦がそれを食べて満ち足りることができるようにしなさい。そうすれば、あなたの行くすべての手の業について、あなたの神、主はあなたを祝福するであろう。</p> <p>・レビ記 19:9-10 ⁹穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落ち穂を拾い集めてはならない。¹⁰ブドウも摘み尽くしてはならない。ぶどう畑の落ちた実を拾い集めてはならない。これらは貧しい者や寄留者のために残しておかねばならない。わたしはあなたたちの神、主である。</p>
--

ていた。そしてペアーとしての収穫量は、畑の大きさ、貧者の多さ、そして収穫の大きさによる。ペアーとして指定されるのは、食用になりうるもの、私有されているもの、地から生え育つもの、一つのものとして収穫されるもの、保存のため収穫されるものであった。それらが収穫時に収穫している人の手の中や鎌から落ちたものは貧者のものとなり、収穫している人の手の裏から、あるいは鎌の裏から落ちたものは地主の所有となるとされていた。落穂は、年老いた貧者の最後の群が捜し歩いた後ならすべての人が集めることが許されるのである (M. ゼライーム、2003)。落穂に関する規定は、どこまでを落穂とするか、何を落穂とするか、どのように貧者が収穫するかなど細かく決められていた。

このように、十分の一税や落穂などが規定されている背景としては、土地は神の所有であり、聖地であるとの観念がある。そのため、そこからできた作物は、一定の制限を守り、収穫の一部を祭司、レビ人、貧者への贈り物として与えることが必要であった (長窪、2008)。

神は、孤児、寡婦、寄留者など社会的に弱い立場にある者の権利を守ることを命じた。それは一人一人がエジプトの国で奴隷であったことを思い起こし、それゆえ、社会的弱者を守るようにするということとされている (池田、1997)。さらに、貧しい人たちに食物を与えればそれで義務を果たしたということにはならない、受け取る人間の感情や自尊心を傷つけないようにしなければならない、与える側の権利だけでなく、それを受け取る側の権利も考えなければならないとされていると指摘する (M. アドラー、1991)。

そして、聖書の句では、「兄弟や、貧しい人々や、困っている人たちにあなたの手を開きなさい」という意味のヘブライ語「パトアハ・ティフタハ」が繰り返し使われているとする。そして「ナトン・ティテン (その人のために必ず施しをきなさい)」という言葉から、この義務がいかに重要で聖書にその義務が強く反映されているかということがうかがわれるとしている (高橋・B. シュナイダー、1996)。

このように、障害者や社会的弱者の隣人になり

共に生きるということが「十戒」との関連でも強調され、またそれを具現化するものとして「十分の一税」や「落穂」などの位置づけがあったと思われる。

3. 新約聖書における障害

1) 新約聖書における罪

旧約聖書においては、障害が罪に対する罰という表現や差別的な表現がみられるが、イエスの登場によってそれはなくされていく。その象徴的な箇所としては、イエスが十字架上で息を引き取ったときの状況があげられる。マタイによる福音書27章51節「そのとき、神殿の垂れ幕が上から下まで真っ二つに裂け、地震が起こり、岩が裂け」とある。

当時、エルサレム神殿には重要な幕が二つあった。一つは聖所の入口にあり、他は聖所と至聖所を仕切る垂れ幕である。この幕より内へ入るのは大祭司のみでそれも年一回大贖罪日の儀式のために入ることが許されたのである。おそらく内側の至聖所の垂れ幕が破けたといわれている。そして、これにより、神の存在とそこで執行されるさまざまな儀式がイエスの死によって意義を失ったこと、また祭司のみに許されていた特別の区域が消え、すべての人が神に近づきうるようになったことを象徴的に示しているといわれている。神自らが儀式的宗教性に閉じ込められることを打ち破ったのであり、神の救いは祭司によらないで与えられるというしるしであるとする (高橋・B. シュナイダー、1996)。

また、罪においては、すべての人間が罪人であり、その咎を負うということである。パウロは、ローマの信徒への手紙3章9節で「ユダヤ人もギリシア人も皆、罪のもとにあるのです」や20節「律法を実行することによっては、誰一人神の前で義とされないからです。律法によっては、罪の自覚しか生じないのです」とあり、人間の持つ特性や行為によるものではなく、罪の下に全人類が立っているとみている (高橋・B. シュナイダー、1996)。その罪人である人間は、23-24節「人は皆、罪を犯して神の栄光を受けられなくなっていますが、た

だキリスト・イエスによる贖いの業を通して、神の恵みにより無償で義とされるのです」とイエス・キリストを神と告白することによって救いを得るものであるとする。

障害のあるなしが神との関係の中で全く問題とはされていない。イエス・キリストを信じることによりすべての人が持つ罪は贖われるのである。

2) 新約聖書における障害者

新約聖書において、障害と罪の関係について書かれているヨハネによる福音書9章を取り上げ、検討しておきたい。

ヨハネによる福音書9章は、生まれつき目の見えなかった人をいやす箇所である。2-3節で「弟子たちがイエスに尋ねた。『ラビ、この人が生まれつき目が見えないのは、だれが罪を犯したからですか。本人ですか。それとも、両親ですか』。イエスはお答えになった。『本人が罪を犯したからでも、両親が罪を犯したからでもない。神の業がこの人に現れるためである』」と障害が罪の結果ということとその罰が子孫にまで及ぶという因果応報説を否定している。それだけでなく、肉体的なハンディキャップは神の働きが現れるためだという積極的な新しい理解がイエスにおいて示される。いつでも弱者である者を包み、守っている神の働きがあるという以上に、徹底的に彼自身の存在が積極的なものとして働く（大貫、1984）。

6-7節「イエスは地面に唾をし、唾で土をこねて

その人の目にお塗りになった。そして『シロアム—く遣わされた者>という意味—の池に行って洗いなさい』と言われた。そこで、彼は行って洗い、目が見えるようになって、帰って来た」とある。

そして、この癒された人は四つの段階を踏みながら、神に近づいていく。まず、目が見えるようになったばかりの時に、イエスを人々がどこにいるのかと尋ねると、12節「知りません」と最初の告白をしている。13節以後、ファリサイ派の人々が安息日論争を媒介にして、この癒された人にもう一度しるしについて問い、癒してくれた人についてどう思うかという問いを発する。その時には、17節「あの方は預言者です」と第二の告白をするのである。この場合の「預言者です」という言葉は「あの預言者」という定冠詞のついた形ではない。従ってこれは一般的な意味での旧約聖書に出てくる預言者と並ぶ一人の預言者のことを言っていることになる（高橋・B. シュナイダー、1996）。

そして、もう一度ユダヤ人たちは癒された人に対して、イエスは何者であるかということを追及する。ユダヤ人たちは癒された人にイエスを否定するように要求する。しかし、彼はイエスの真相へと近づいていく。32-33節「生まれつき目が見えなかった者の目を開けた人がいるということなど、これまで一度も聞いたことはありません。あの方が神のもとから来られたのでなければ、何もおできにならなかったはずです」という第三の告白に行きつくのである。しかし彼のこの告白が彼

表3 新約聖書における障害者について書かれた箇所

<p>・ヨハネ9 ¹さて、イエスは通りすがりに、生まれつき目の見えない人を見かけられた。²弟子たちがイエスに尋ねた。「ラビ、この人が生まれつき目が見えないのは、だれが罪を犯したからですか。本人ですか。それとも、両親ですか。」³イエスはお答えになった。「本人が罪を犯したからでも、両親が罪を犯したからでもない。神の業がこの人に現れるためである。(4-5節略) ⁶こう言ってから、イエスは地面に唾をし、唾で土をこねてその人の目にお塗りになった。⁷そして「シロアム—『遣わされた者』という意味—の池に行って洗いなさい」と言われた。そこで、彼は行って洗い、目が見えるようになって、帰って来た。(8-11節略)¹²人々が「その人はどこにいるのか」と言うと、彼は「知りません」と言った。(13-16節略)¹⁷そこで、人々は盲人であった人に再び言った。「目を開けてくれたらいいのだが、いったい、おまえはあの人をどう思うのか。」彼は「あの方は預言者です」と言った。(18-31節略)³²生まれつき目が見えなかった者の目を開けた人がいるということなど、これまで一度も聞いたことはありません。³³あの方が神のもとから来られたのでなければ、何もおできにならなかったはずです。」³⁴彼らは、「おまえは全く罪の中に生まれたのに、われわれに教えようというのか」と言い返し、彼を外に追い出した。 ³⁵イエスは彼が外に追い出されたことをお聞きになった。そして彼に会うと、「あなたは人の子を信じるか」と言われた。³⁶彼は答えて言った。「主よ、その方はどんな人ですか。その方を信じたいのですが。」³⁷イエスは言われた。「あなたは、もうその人を見ている。あなたと話しているのが、その人だ。」³⁸彼が、「主よ、信じます」と言って、ひざまずくと、³⁹イエスは言われた。「わたしがこの世に来たのは、裁くためである。こうして、見えない者は見えるようになり、見える者は見えなくなる。」</p>
--

が追放されることの原因になる。このことは、一世紀末のヨハネ共同体がイエスをキリストと告白するゆえにユダヤ教から追い出されたことをなぞらえている（大貫、1984）。

外に追い出された彼に、イエスの方から声をかけ、35-38節「『あなたは人の子を信じるか』と言われた。彼は答えて言った。『主よ、その方はどんな人ですか。その方を信じたいのですが』。イエスは言われた。『あなたは、もうその人を見ている。あなたと話しているのが、その人だ』。彼が、『主よ、信じます』と言って、ひざまずく」といった一連の対話によって、ついに正しい信仰告白に導かれるのである。ここでは、目が見えなかった者が見えるようになったという事柄に、徐々にイエスが何者であるかが分かるようになるという事柄が重ねられている。そしてこのような出来事がまさに神の業が現れるということなのである（R. ブルトマン、2005）。

わたしたちは皆、目が見えない人のような生活をしており、闇が支配している中に立っていて、主イエスが見られるとき、闇が濃くなり、主イエスの救いを無視しているとされている。つまり、私たち自身が主イエスに救われなければならない目が見えない人だとする（加藤、1997）。

4. 結語

聖書における障害者の問題を考える際には、まず、聖書における障害者のとらえ方をより明確にしなければならないと考える。聖書に出てくるてんかん、精神障害、重い皮膚病の人は現在の枠組みではとらえきれず、政治的、社会背景なども含めて考えなければならない。聖書における障害者のことを考えていく際、障害についてのとらえ方が不明確であると、重い皮膚病が汚れとしてとらえられ共同体から排除されていたことを障害者全部がそのような差別を受けていたと誤解されることにつながったりする。そのようなことがないように、今後、障害について当時の政治的、社会背景などもより検討してさらに概念を明確化することが求められる。

また、旧約聖書時代には、他宗教が混在する中、

一神教を貫かなければ、罰を与えるという一環の中で、病気や障害、滅びが語られてきた側面がある。個人が起こした罪の結果として障害を持つようになるということはあまり書かれていない。一神教を貫かせるための手段として障害が用いられてきた側面があると考えられる。

また、障害者に対する差別的表現はあったが、それは必ずしも障害者だけに向けられたものではなく、当時の時代背景など大きく影響を受けていることを今後より明確にしていくことが大切である。

障害者を護る表現は、その当時から現代のキリスト教の中にも行き続けている「十戒」に深くかわり強調されている。そしてそれらを具体化するものとして「十分の一税」や「落穂」などがあったと考えられる。

当時、律法学者や哲学者によって、望ましくない孤児の遺棄さえ認められていた時代（A. アマン、1978）、障害者や社会的弱者を隣人として共に生きていくという視点が重要視されていたことがわかる。

そして、イエスの十字架の死によって、聖所の垂れ幕は裂け、すべての人が同じように神に近づくことが示された。また、罪に対する考え方も因果応報を否定し、すべての人が罪の下にあり、イエスをキリスト（救い主）として信仰告白することによって救われることを明らかにしているのである。

聖書において障害者がどのようにとらえられていたかを考える際には部分的にその箇所だけをクローズアップして評価するのではなく、時代背景なども考慮しつつ、旧約・新約聖書全体から論じる必要があると考える。

文献

- ・A. アマン著、波木居齊ニ訳（1978）『初代キリスト教との日常生活』山本書店
- ・A.H. ニノミヤ（1993）『社会福祉の神学—障害を持つ人たちのQOL』日本基督教団出版局
- ・A. マラハット・H. タドモール著、石田友雄訳（1976）『ユダヤ民族史1』六興出版
- ・ATD・NTD 聖書註解刊行会（2000）「インタープリテーション レビ記—清潔と聖浄」

聖書における障害のとりえ方

- ・ C. レヴィン著、山我哲雄訳 (2004) 『旧約聖書—歴史・文学・宗教—』 教文館
- ・ D. ロプス著、波木居齊二・波木居純一訳 (1964) 『イエス時代の日常生活Ⅱ』 山本書店
- ・ 藤原苗 (2003) 「旧約聖書による時代背景を踏まえた障害のとりえ方と解釈」『キリスト教社会福祉学研究』第35号 48-54 頁
- ・ 春名苗 (2011) 「聖書における罪と障害者」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』17-25 頁
- ・ 池田裕編 (1997) 『ユダヤ大辞典』 新人物往来社
- ・ 加藤常昭 (1997) 『ヨハネによる福音書講解説教 2』 ヨルダン社
- ・ 木幡藤子 (2000) 「出エジプト記 解説」旧約聖書翻訳委員会『出エジプト記 レビ記』 岩波書店
- ・ 旧約聖書翻訳委員会 (1998) 『サムエル記』 岩波書店
- ・ 旧約新約聖書大辞典編集委員会編 (1989) 『旧約新約聖書大事典』 教文館
- ・ M. アドラー著、河合一充訳 (1991) 『タルムードの世界』 ミルトス社
- ・ M. ヘンゲル著、渡辺俊之訳 (1989) 『古代教会における財産と富』 教文館
- ・ M. ゼライーム著、石川耕一郎・三好迪訳 (2003) 『ユダヤ古典業取書』 教文館
- ・ 長窪専三 (2008) 『古典ユダヤ教事典』 教文館
- ・ 日本基督教団出版局 (1990) 『説教者のための聖書講解—釈義から説教へマルコによる福音書』
- ・ 大貫隆 (1984) 『世の光イエス 福音書のイエス・キリスト 4 ヨハネによる福音書』 講談社
- ・ P.J. バッド著、山森みか訳 (2009) 『ニューセンチュリー聖書注解 レビ記』 日本キリスト教団出版局
- ・ P. ジョンソン著、石田友雄監 (1999) 『ユダヤ人の歴史上巻』 徳間書店
- ・ R. プルトマン著、杉原助訳 (2005) 『ヨハネの福音書』 日本キリスト教団出版局
- ・ S. サフライ (1991) 『総説・ユダヤ人の歴史—キリスト教成立時代のユダヤ的生活の諸相—』 新地書房
- ・ 鈴木佳秀 (2001) 「申命記 解説」旧約聖書翻訳委員会『民数記 申命記』 岩波書店
- ・ 高橋虔・B. シュナイダー監 (1996) 『旧約聖書注解Ⅰ』 日本基督教団出版局
- ・ 高山直樹 (1998) 「イエスのまなざし」小田兼三監『聖書と福祉—共生の社会をめざして』エマオ、83-108 頁
- ・ 山我哲雄 (2000) 「レビ記 解説」旧約聖書翻訳委員会『出エジプト記 レビ記』 岩波書店